

秋田への移住で 最大200万円!!

東京圏からの移住・就業者へ、**移住支援金**を支給します

東京都23区在住者または東京圏※から23区内に通勤する方が、**移住支援金対象法人に就職した場合**

※ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

① 一般分

家族で移住 100万円/世帯 単身で移住 60万円/世帯



一定の要件(裏面参照)を満たす技術職・専門職の方には、さらに

② 県単独支援分
(加算分)

家族で移住 100万円/世帯 単身で移住 60万円/世帯

最大で**200万円**の支援金を受け取れます!

移住支援金(一般分)を受給するためには…?

以下の要件を全て満たす場合となります。

- ◆ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(直前の1年間は連続)、東京都23区内に在住または東京圏※から23区内に通勤していた方
- ◆ 秋田県へ転入されてから1年以内の方
- ◆ 「秋田移住支援金マッチングサイト」にある移住支援金対象求人の掲載日以降に応募し、正規雇用された方
- ◆ 転入先の市町村に5年以上居住する意思を持つ方

「移住支援金対象法人(マッチング支援対象法人)」とは…?

移住支援金を受給するためには、就業先が「移住支援金対象法人(マッチング支援対象法人)」であることが条件となります。

移住支援金 対象法人の 条 件

- ◆ 東京圏に本社がある企業や大資本の企業等を除く
- ◆ 製造業、農林水産業、情報関連、観光関連など地域経済を牽引する産業の法人
- ◆ 建設業、運輸業、医療福祉など地域の安全安心を支える産業の法人
- ◆ 働きやすい職場づくりに取り組む法人
- ◆ 雇用保険の適用事業主である個人事業主、法人格を持たない団体を含む

移住支援金(県単独支援分)の対象者は…?

移住支援金(一般分)の対象者であって、次の資格を有する方が対象となります。

(1) 先進技術の活用を担う技術職

- ◆ 情報産業：技術士法、情報処理の促進に関する法律に定める技術職の有資格者
- ◆ 製造業：技術士法、職業能力開発促進法に定める技術職の有資格者

(2) 人材不足が特に深刻な分野の技術職・専門職

- ◆ 建設産業：技術士法、建設業法、建築士法、測量法に定める技術職の有資格者
- ◆ 福祉・医療：介護福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、医療技術者
- ◆ 宿泊業：調理師

移住支援金の受給までの流れ



◆ ◆ ◆ 移住支援金の詳細や手続きについては各相談窓口へ ◆ ◆ ◆

【移住支援金相談窓口】

秋田県あきた未来創造部
移住・定住促進課 移住促進班

場 所：秋田県秋田市山王4-1-1
電 話：018-860-1234
Email：iju@pref.akita.lg.jp

各市町村相談窓口

※以下マッチングサイトへ連絡先を記載しています。

制度や対象求人等の詳細については、
「秋田移住支援金マッチングサイト」
をご覧ください。



【東京相談窓口】

Aターンプラザ(無料職業紹介所)

相談日：月曜日～金曜日 ※祝日及び年末年始期間を除く
場 所：東京都千代田区平川町2-6-3
場 所：都道府県会館7階(秋田県東京事務所内)
電 話：0120-122-255
Email：a-plaza@mail2.pref.akita.jp

Aターンサポートセンター(就業相談窓口)

相談日：火曜日～日曜日 ※祝日及びお盆・年末年始期間を除く
場 所：東京都千代田有楽町2-10-1 東京交通会館8階
電 話：080-9292-5195(相談員直通)
Email：akita1@furusatokaiki.net

※ 相談時間等の詳細については、サイトをご覧ください。

秋田県

